

長和町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

【 2024 (令和6) 年度 ~ 2030 (令和12) 年度 】



令和6年4月



■目 次

1	はじめに	
(1)	長和町気候非常事態宣言	3
2	策定の背景	
(1)	気候変動の影響	4
(2)	地球温暖化対策を巡る国内外の動向	5
3	基本的事項	
(1)	地方公共団体実行計画 「事務事業編」とは	9
(2)	目的	9
(3)	対象とする範囲	11
(4)	対象とする温室効果ガス	12
(5)	計画期間	12
(6)	上位計画及び関連計画との位置付け	13
4	地球温暖化対策の取組状況	
(1)	地球温暖化に対する町の取組状況	14
(2)	町内における再生可能エネルギー設備状況について	15
(3)	庁舎に利用した木材に係る炭素貯蔵量	16
5	温室効果ガスの排出状況	
(1)	エネルギーの使用状況	17
(2)	温室効果ガス排出量の算定方法	17
(3)	温室効果ガス排出量の推移	17
(4)	施設種別の排出状況	19
6	温室効果ガスの排出削減目標	
(1)	目標設定の考え方	21
(2)	温室効果ガスの排出削減目標	21
7	目標達成に向けた取り組み	
(1)	取り組みの基本方針	22
(2)	目標達成に向けた職員の具体的な取り組み	22
(3)	早急に取り組むべき内容	25

8 職員の意識・認識レベル等	
（1）職員アンケートの結果	26
9 推進体制と進捗状況の公表	
（1）推進体制	36
（2）点検・評価・見直し体制	37
（3）進捗状況の公表	37

1 はじめに

(1) 長和町気候非常事態宣言

このたび、2030（令和 12）年度までの長和町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（以下「本計画」といいます。）を策定いたしました。2050 ゼロカーボンながわの実現を見据えて、職員一丸となり計画を着実に進めてまいります。



長和町気候非常事態宣言

～ 美しき耀きを後世へ 2050 ゼロカーボン ながわ ～

私たちのまち長和町には、緑の山なみ、澄んだ空気、豊かな水、悠久の
時が醸す風土や文化、いきいきと暮らす人々の笑顔があります。

そして、先人から引き継いだ、このすばらしい長和町の自然環境を守り
育て、後世に残していくことが私たちの使命です。

しかし、近年の温室効果ガスの排出増加に起因した「地球温暖化」によ
り、世界各地で大規模な自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしており
ます。この自然災害は、長和町においても住民生活に多大な被害をもたら
す極めて深刻な脅威となっております。

このため、気候が既に異常な状況にあるとの危機感を町民及び事業者
と共有し、省エネルギーの徹底、自然と調和した再生可能エネルギーの導
入等の地球温暖化対策への取り組みは必要不可欠であります。

自然豊かな環境を守り、誰一人取り残さずことなく、持続可能な心地よ
い生活を将来の世代に引き継いでいくため、ここに気候非常事態を宣言
し、住民、事業者、行政が一丸となって、2050 年二酸化炭素排出量実質
ゼロの実現を目指します。

そして、長和町の美しき耀きを後世へ引き継ぎます。

令和 4 年 8 月 29 日

長和町長 **羽田健一郎**

2 策定の背景

(1) 気候変動の影響

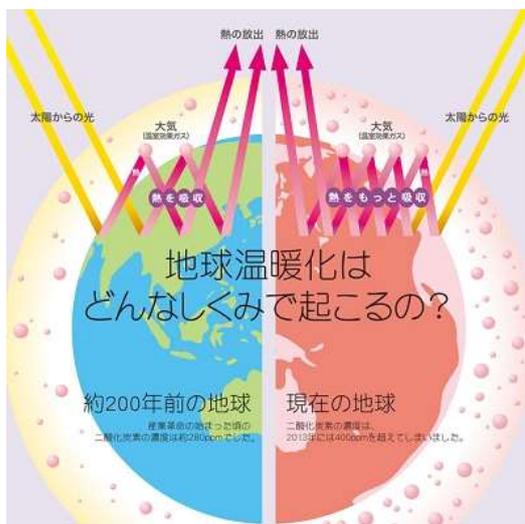
地球温暖化は、特に産業革命と呼ばれる18世紀半ばから19世紀にかけて起こった一連の産業の変革と石炭利用によるエネルギー革命、その後の石油に依存した経済の発展等の人間の経済活動によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されるために地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇は「海拔が低い陸地の浸水や海没などを発生させる海面上昇」「降水量の局地的な変化」「大規模な自然災害などの異常気象の頻発」「砂漠化の進行」「食糧安全保障に悪影響」などが危惧されており、我々の生活に多大な影響を及ぼす可能性が指摘されています。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

2021年8月には、IPCC(※1)第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより



(2) 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」（※2）が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。これを受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラル（※3）を目標として掲げる動きが広がりました。

我が国は2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。2021年4月には地球温暖化対策推進本部（※4）において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

同年6月、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号。以下「法」という。）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、また、国・地方脱炭素実現会議（※5）において決定された「地域脱炭素ロードマップ」の中では、脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB（※6）化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国で実施する、とい

ったこと等が位置付けられました。

同年10月には地球温暖化対策計画（※7）の閣議決定がなされ、この削減目標と裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-	

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」より

長野県では、2020年10月に「長野県脱炭素社会づくり条例」(※8)が制定され、2021年6月には、「長野県ゼロカーボン戦略」(※9)が策定されました。「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を掲げ、2030年までに温室効果ガス正味排出量2010年度比60%削減、2050年までに実質ゼロを目指して取組が進められています。

長和町においても、2022年8月に「長和町気候非常事態宣言」を表明しました。この宣言を基に、町が実施している事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減、およびゼロカーボン社会の実現に向けて取り組んでいきます。

【文中の用語】

※1 IPCC：(Intergovernmental Panel on Climate Change)「気候変動に関する政府間パネル」1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織で、事務局はスイス・ジュネーブ。各国の科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書にまとめている。

※2 パリ協定：2016年11月4日に発効された、2020年以降の気候変動の問題に関する国際的な枠組み。パリ協定は、1997年に採択された「京都議定書」の後継となるもの。

採択から発効までには①パリ協定に55ヶ国以上が参加すること、②世界の温室効果ガス総排出量のうち55%以上をカバーする国が批准することの2つが条件とされ、専門家の間ではこの2つの条件が満たされるには時間がかかると予想されていたが、当時の米国・オバマ大統領が中国やインドに批准を働きかけるなどした結果、異例のスピードで翌年2016年に発効されることとなった。(米国は、2020年11月にパリ協定から離脱し2021年2月に復帰。)

※3 カーボンニュートラル：「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「人為的な排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

※4 地球温暖化対策推進本部：気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議において採択された京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するため、平成9年12月19日、閣議決定により内閣に設置され、その後、平成17年2月16日、京都議定書の発効に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正法が施行され、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための機関として、法律に基づく本部として改めて内閣に設置。

※5 国・地方脱炭素実現会議：国と地方の協働・共創による、地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での 2050 年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行った会議

※6 ZEB：ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物です。また、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1 年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家を ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）という。ZEB・ZEH を実現・普及することにより、業務部門におけるエネルギー需給構造を抜本的に改善することが期待されています。

※7 地球温暖化対策計画：地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、2016 年 5 月 13 日に閣議決定した前回の計画を 5 年ぶりに改定しました。日本は、2021 年 4 月に、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

※8 長野県脱炭素社会づくり条例：持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。持続可能な脱炭素社会づくりは、持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言を踏まえつつ、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標とし、また、環境、経済及び社会の三側面に配慮しつつ、県、市町村、事業者及び県民が協働して取り組むこととしています。

※9 長野県ゼロカーボン戦略：社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくりを基本目標とし 2021 年（令和 3 年）に策定。温室効果ガスの排出量を 2010 年度（平成 22 年度）比で 2030 年度 6 割減、2050 年度ゼロにする目標を掲げ、完全にはゼロにならない排出量は森林吸収で相殺する。目標達成のための施策には県庁全体で取り組み、交通、建物、産業、再生可能エネルギー、吸収・適応、学び・行動の 6 分野について定めており、とりわけ再エネ分野ではエネルギー自立地域を目指す。地域で使う分のエネルギーを地域でまかなうことで域内の経済循環を起し、また、域外に売電することで富の流入も図り、さらにこれは災害時の電力レジリエンスの強化にもつなげることを目的とする。

3 基本的事項

(1) 地方公共団体実行計画 「事務事業編」とは

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、地方公共団体実行計画の策定と公表が義務付けられており、地方公共団体が実施している事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に取り組むための計画です。

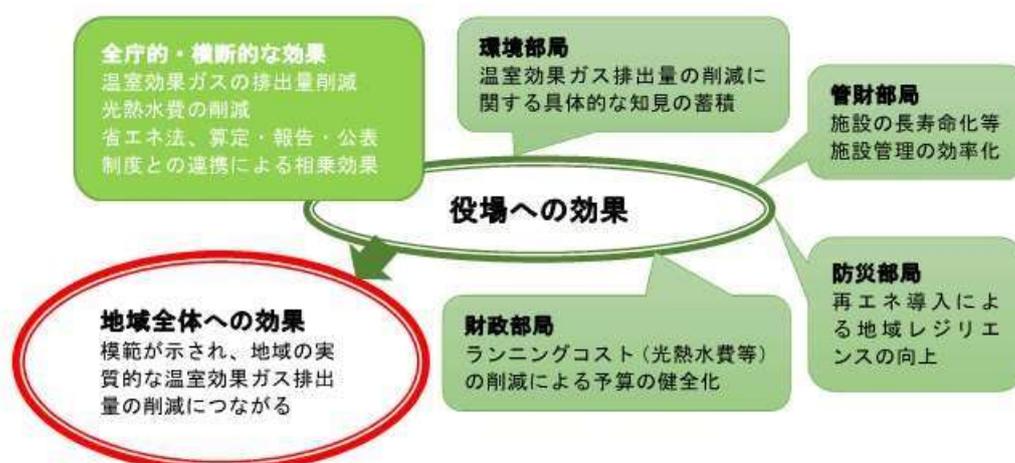
本計画では、庁舎をはじめとする公共施設での省エネルギー対策（運用面での対策を含む）、再生可能エネルギー設備の導入、環境配慮型の施設整備や再生可能エネルギー電力の調達を推進を挙げています。

(2) 目的

本計画は、喫緊の課題である地球温暖化対策に資するために、役場が取り組む事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、役場が率先して地球温暖化対策の取り組みを実行することにより、町民や事業者の主体的な取り組みを促進することを目的とします。

町自身への効果として、環境部局のみならず、管財部局、財政部局、防災部局、全庁的・横断的な効果など、多岐におよびます。

地域全体への効果としては、長和町が自らの事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を削減することが、地域の気運を高め、地域全体における温室効果ガスの排出量の実質的な削減に寄与します。



事務事業編策定による効果の波及イメージ

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（略）

8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

(3) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、長和町の全ての事務事業（エネルギー消費量の把握が可能な施設等）とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、民間への委託等（指定管理者を指定した施設等を含む）により、外部委託を実施している事務事業は対象外としますが、可能な限り受託者に対して、計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請していきます。

対象となる施設一覧

種別	施設名
庁舎	長和町役場庁舎（H28.2 から利用開始）・和田支所・大門支所・長門老人福祉センター（長久保支所）・町民センター集会ホール・保健福祉総合センター・古町コミュニティセンター（R4.9 から利用開始）・和田コミュニティセンター（旧教育委員会（H28.2 まで利用））・（旧長門庁舎（H28.2 に閉庁））・（旧古町公民館（R3.3 まで利用））
保育	ながと保育園・子育て支援センター（H26.11 から利用開始）・和田保育園・（旧わかば保育園・旧大門保育所（H26.10 閉園））
教育	長門小学校・和田小学校・旧和田中学校・ふれあい館（児童館・隣保館・図書館）
福祉	福祉企業センター
文化財	長和の里歴史館・黒耀石展示体験館・原始古代ロマン体験館・菜園付長期滞在施設・長久保宿関係施設・和田宿関係施設・黒耀石鉱山展示室（R3.7 から利用開始）
体育	緑地等管理中央センター・湯遊パーク（グラウンド・体育館・マレットゴルフ場・ゲートボール場）・古町グラウンド・古町テニスコート・長門町民体育館（ゲートボール場・柔剣道場含む）・長久保グラウンド・大門屋内ゲートボール場・大門グラウンド・B&G 海洋センター・古町屋内ゲートボール場（R2.9 まで利用）
消防	消防団各分団詰所等
ごみ	一般廃棄物処理場・生ごみ堆肥化処理施設
公用車	公用車
別荘	信州長和町直営別荘地総合管理センター（学者村別荘地）・学者村別荘地第三期管理事務所・美し松ハイランド別荘地管理事務所・美ヶ原高原郷別荘地管理棟・北白樺高原ふれあいの郷別荘地管理事務所
上下水道	上水道事業（配水池・ポンプ）・下水道事業（水処理センター・ポンプ）・汚泥再生処理施設（H30.4 利用開始）

※今後は、やすらぎの湯、ふれあいの湯、マルシェ黒耀などの指定管理施設においても、対象となる施設に加えていきます。

(4) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、具体的な取り組みが可能な二酸化炭素（CO2）のみとしますが、将来的には、他の温室効果ガスも対象に加えるための検討をしていきます。

温室効果ガス	人為的な発生源
二酸化炭素（CO2）	石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼、廃棄物等の焼却
メタン（CH4）	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素（N2O）	燃料の燃焼。工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄（SF6）	電気の絶縁体など
三フッ化窒素（NF3）	半導体の製造プロセスなど

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度を初年度とし、国・県の計画との整合を図るため2030（令和12）年度までの7年間を計画期間とします。また、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

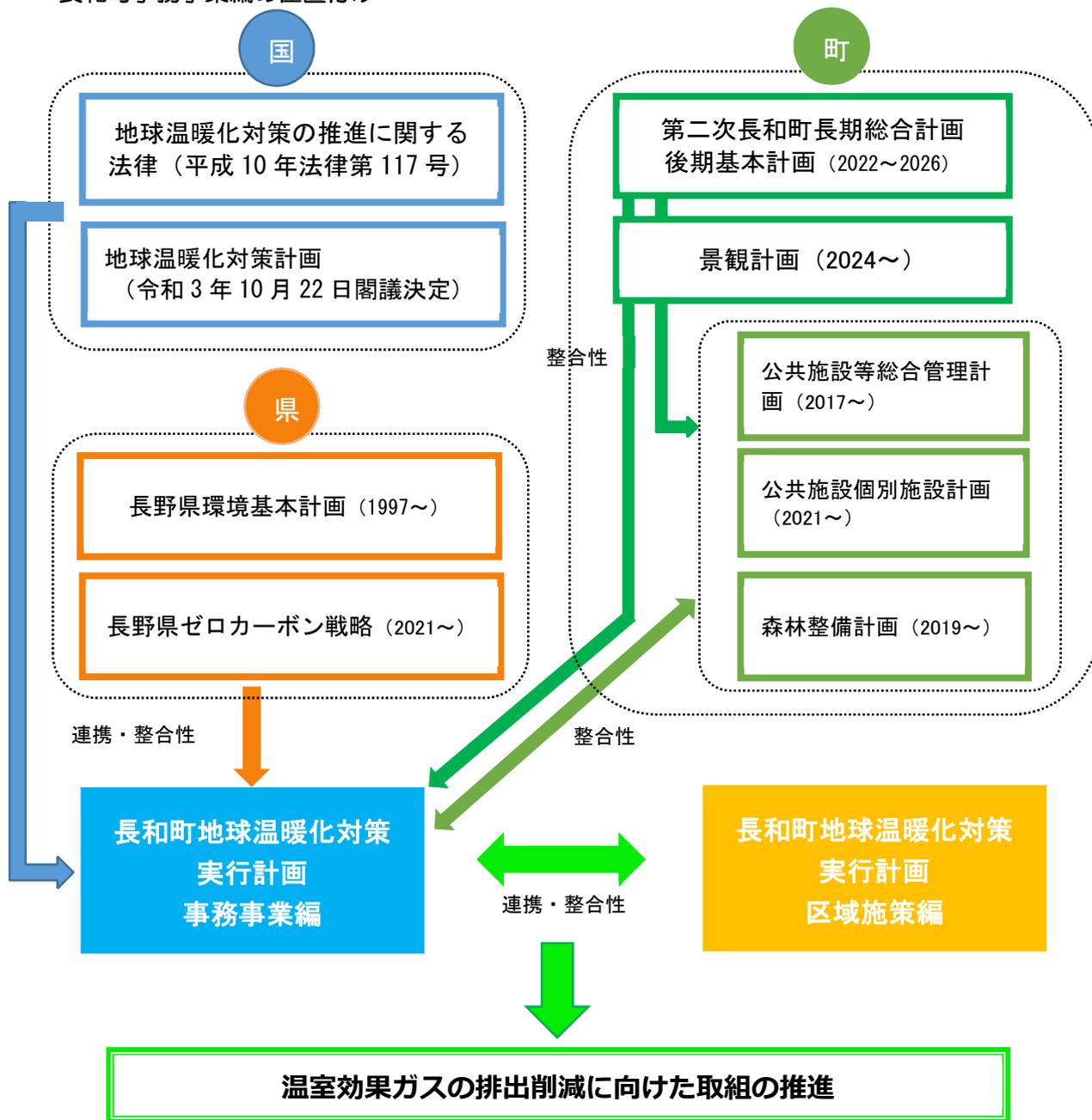
計画期間のイメージ

項目	年度										
	2013	…	2017	…	2021	…	2024	2025	…	2030	
期間中の事項	基準 年度						計画 開始				目標 年度
計画期間											
							必要に応じて計画の見直し				

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

長和町では「第二次長和町長期総合計画」を策定して、長期的な視点で町づくりに取り組んでいます。本計画はこれらの計画と連携するとともに、関連する他の各計画との整合性を図り、町内の各施設の管理の見通しや将来的なあり方をみつめ、地球温暖化防止対策の実効性を高めることとします。

長和町事務事業編の位置付け



4 地球温暖化対策の取組状況

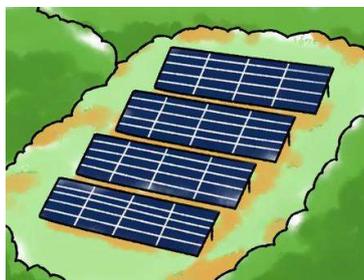
(1) 地球温暖化に対する町の取組状況

分類	取組内容
省エネ化	町内公共施設、街灯・防犯灯におけるLED化
	EV急速充電設備の設置（H27年度からR2年度までに町内4か所計5か所設置）
再エネ	長門牧場のメガソーラー事業
	長和町庁舎における太陽光発電、地中熱ヒートポンプシステムを導入
	ながと保育園における太陽光発電、太陽熱利用空調システムの設置
	住宅用太陽光発電及び蓄電池システム設置補助の実施
森林吸収源対策・木質バイオマス利活用	町有林の再造林による吸収源の確保
	長和町産唐松材を使った庁舎の建設
	林業機械（薪割機）の貸出による薪利用の促進
	ペレットストーブ購入補助の実施
生ごみ・汚泥の堆肥化・減容化	生ごみ堆肥化処理施設の活用による可燃ごみの減量化
	生ごみ減容化機器購入補助の実施
	し尿処理施設で発生する脱水汚泥を同施設内で堆肥化



(2) 町内における再生可能エネルギー設備状況について

太陽光発電施設		出力 (kw)	推定年間 発電量 (mwh)	相当世帯数 (世帯)
太陽光	長門牧場メガソーラー	22,933	24,457	約 5,680
	その他の再エネ発電所 (FIT 認定制度対象)	9,687	9,866	約 2,290
電 力 合 計		32,620	34,323	約 7,970



出力及び推定年間発電量の数値については、経済産業省のFIT・FIP制度『事業計画認定情報公表用ウェブサイト』（2023年10月末データ）、環境省『自治体排出量カルテ 長和町』（2023年3月末データ）を参考に算出。

また1世帯当たりの年間エネルギー消費量は、環境省『家庭部門のCO2排出実態統計調査』より4.3千kWhの数値を使用。

水力発電施設	出力 (kw)	推定年間発電量 (mwh)	相当世帯数 (世帯)
水力発電所 (町内4か所)	(最大出力) 5,760	35,320.3	約 8,210

出力値については、中部電力(株)のサイト『中部電力の水力発電所一覧』より。

季節によって水の変化が大きく、常に最大の出力で発電することはできません。推計年間発電量の算出方法は長野県の『中小水力発電導入の手引き』より算出。効率係数は、流量データが収集出来ないため季節によって水の変化が大きい場合の0.7を使用。

※推定年間発電量＝出力×365日×24時間×0.7

1世帯当たりの年間エネルギー消費量は上記と同様とする。



(3) 庁舎に利用した木材に係る炭素貯蔵量

樹木は伐採され木材・木製品になっても、燃やさない限り、炭素は固定されたまま、「炭素の貯蔵庫」「炭素の缶詰」などと言われています。国内における木材の主な用途である建築物等において利用を進めることは、「都市等における第2の森林づくり」として、2050年カーボンニュートラルの実現など地球温暖化防止への貢献が期待されています。

参考までに、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、庁舎に利用した木材が貯蔵している炭素（CO₂換算）の量を計算いたしました。

柱や梁、筋交い等の構造材については集成材、主に壁に使用している造作材につきましては、合板での密度及び含有率を使用し算出しています。

役場庁舎が固定しているCO₂の量（林野庁 炭素貯蔵量計算シートより）



※一般的な木造住宅一戸では、約14 tのCO₂を固定しているようです。

5 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギーの使用状況

町の施設における 2013（平成 25）年度、2017（平成 29）年度、2021（令和 3）年度の事務事業に伴うエネルギー使用量（活動量）の推移は以下のとおりです。推移していく中で電気、LP ガスは増加し、ガソリン、軽油、灯油は減少傾向にあります。

エネルギー使用量（活動量）の推移状況

項目	単位	2013 (基準年度)	2017	2021
電気	Kwh/年	2,010,733	2,110,955	2,412,295
ガソリン	ℓ/年	36,979	35,887	24,759
軽油	ℓ/年	30,299	21,244	15,839
灯油	ℓ/年	140,221	67,414	66,527
LP ガス	m3/年	6,733	11,255	10,220

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0（環境省（平成 29 年 3 月）」に基づき算定します。

各種エネルギー使用量にCO₂排出係数を乗じてCO₂排出量を算定

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{エネルギー使用量} \times \text{二酸化炭素の排出係数 (活動量)}$$

(3) 温室効果ガス排出量の推移

本計画における温室効果ガス排出量の推移及びその種別内訳は以下のとおりとなります。

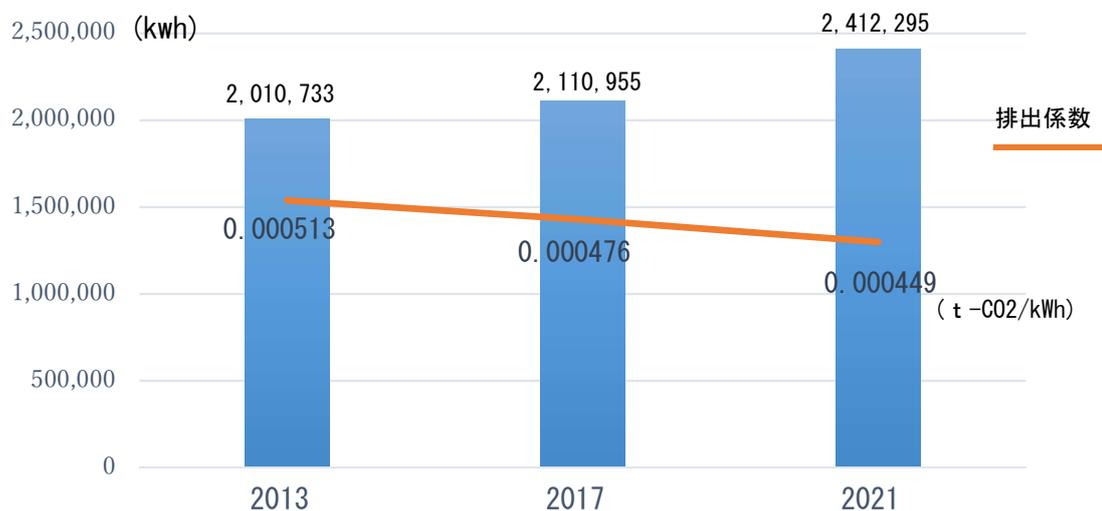
基準年度である 2013 年度排出量と比較して、2017 年度排出量は 13%減となっています。これは長門、和田の 2 庁舎で運用していた施設が新庁舎に、わかば保育園、大門保育園がながと保育園に統合したことが要因にあります。

また、2017年度と2021年度の比較では、排出量は2.3%増となっています。コロナ禍において公用車の使用率が減ったことによりガソリンや軽油の使用減少が考えられますが、施設における電気の使用が増えたことによって、温室効果ガス排出量の増加となりました。

項目	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) 換算				2021と2013 の比較 (削減率)	燃料種別別排出係数 (環境省より)
	2013	2017	2021	割合		
電気	1,032	1,002	1,083	76.5%	4.9%増	下記※
ガソリン	86	84	58	4.1%	32.6%減	2.32t-CO ₂ /kℓ
軽油	78	55	41	2.9%	47.4%減	2.58t-CO ₂ /kℓ
灯油	349	168	166	11.7%	52.4%減	2.49 t-CO ₂ /kℓ
LPガス	45	74	67	4.8%	48.9%増	0.0066 t-CO ₂ /m ³
合計	1,590	1,383	1,415	100%	11.0%減	

※電気の排出係数（電気 1kWh を使用した際に排出したとみなされる CO₂ の量）については、「中部電力ミライズ株式会社のCO₂ 排出係数等の推移について」より使用。

電気使用量と排出係数の推移



温室効果ガス排出量の主な要因である電気の使用量は、2021年度で241.2万kWhであり、2013年度と比較すると約20%増加しています。一方で、電気の排出係数は年々減少しており、温室効果ガス排出量の減少の大きな要因となっています。この排出係数の変化は、電力事業者の発電所の稼働状況等により毎年変わります。

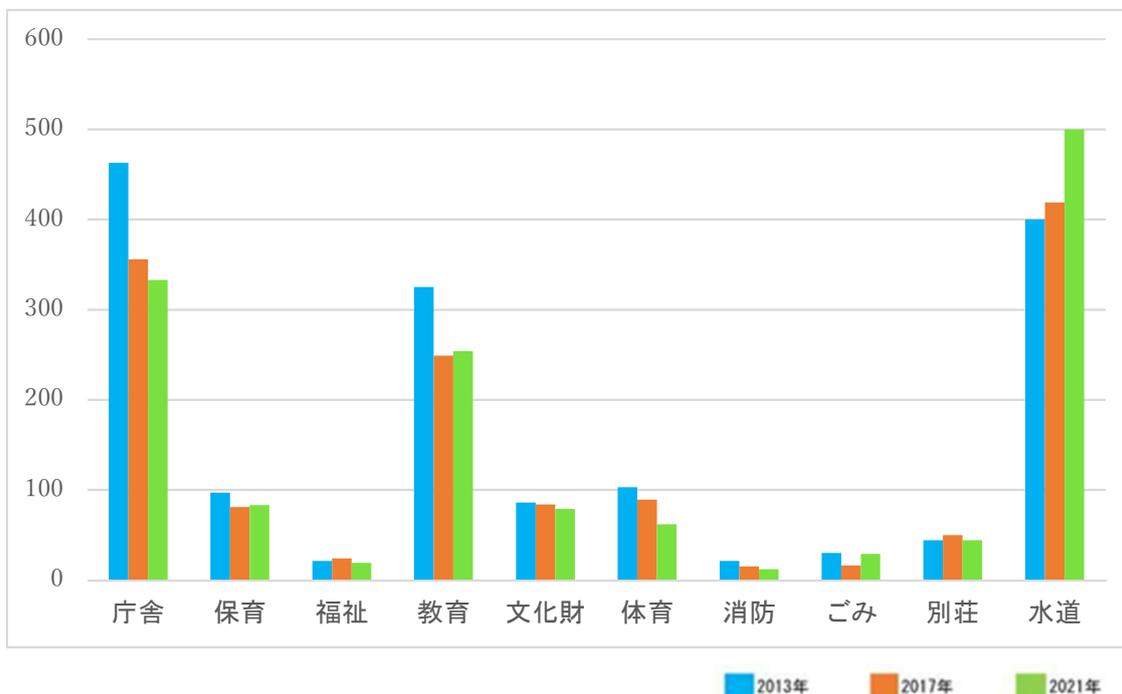
(4) 施設種別の排出状況

2013年度から2021年度において、施設別温室効果ガス排出量の多い施設上位3位は、「庁舎」「教育」「水道」となっています。この上位3施設で、事務事業全体の温室効果ガス排出量の約3/4を占めています。

「施設別温室効果ガス排出量」（上2013年、中2017年、下2021年） 単位：t-CO₂

種別	電気	灯油	LPガス	ガソリン	軽油	計	割合
庁舎	204	135	2	67	55	463	29.1%
	211	24	26	70	25	356	25.7%
	231	5	25	47	25	333	23.5%
保育	33	56	8	—	—	97	6.1%
	41	24	16	—	—	81	5.9%
	45	22	16	—	—	83	5.9%
福祉	6	6	0	—	9	21	1.3%
	7	7	0	—	10	24	1.7%
	9	7	0	—	3	19	1.3%
教育	184	111	30	—	—	325	20.4%
	151	69	29	—	—	249	18.0%
	141	89	24	—	—	254	18.0%
文化財	66	16	4	—	—	86	5.5%
	64	18	2	—	—	84	6.1%
	56	22	1	—	—	79	5.6%
体育	92	10	1	—	—	103	6.5%
	84	5	0	—	—	89	6.5%
	59	3	0	—	—	62	4.4%
消防	11	0	0	6	4	21	1.3%
	7	0	1	3	4	15	1.1%
	7	0	1	1	3	12	0.9%
ごみ	30	0	0	—	—	30	1.9%
	11	0	0	—	5	16	1.1%
	28	1	0	—	—	29	2.0%
別荘	11	14	0	9	10	44	2.8%
	11	20	0	8	11	50	3.6%
	10	16	0	8	10	44	3.1%
水道	395	1	0	4	—	400	25.2%
	415	1	0	3	—	419	30.3%
	497	1	0	2	—	500	35.3%
計	1,032	349	45	86	78	1,590	100%
1,002	168	74	84	55	1,383		
1,083	166	67	58	41	1,415		

施設別温室効果ガス排出量〔t-CO₂〕の推移



事務事業における 2013 年度からの施設別温室効果ガス排出量の推移をみると、機能の移転や施設の廃止、設備の更新により、減少傾向にあります。

庁舎の 2021 年度と 2013 年度で比較すると、約 28% (130 t-CO₂) 減少しています。電気が 27 t-CO₂ 増加、灯油が 130 t-CO₂ 減少、LP ガスが 23 t-CO₂ 増加、ガソリンが 20 t-CO₂ 減少、軽油が 30 t-CO₂ 減少となっています。新庁舎になり、冬場の空調設備の燃料が灯油からプロパンガスに替わったことが要因だと思われます。

教育の 2021 年度と 2013 年度で比較では、約 21.8% (71 t-CO₂) 減少しています。電気が 43 t-CO₂ 減少、灯油が 22 t-CO₂ 減少、LP ガスが 6 t-CO₂ 減少となっております。和田中学校の依田窪南部中学校への統合によることが要因だと思われます。

水道の 2021 年度と 2013 年度の電気の比較では、25% (100 t-CO₂) 増加となっています。主に電気が 102 t-CO₂ 増加しており、上水道の配水池、下水道の水処理センター、集落排水処理施設などのポンプ稼働の電気使用量が多く、さらに 2018 (平成 30) 年、汚泥再生処理施設が加わったことが要因だと思われます。

6 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策推進法に基づく国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされており、また、2030年度の削減目標においても2013年度比50%削減を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましいとされています。長野県においては、国以上の目標設定として、2010年度比で2030年度までに60%削減目標を設定しています。

本計画では、国の地球温暖化対策計画や長野県ゼロカーボン戦略等を踏まえ、削減目標を設定します。

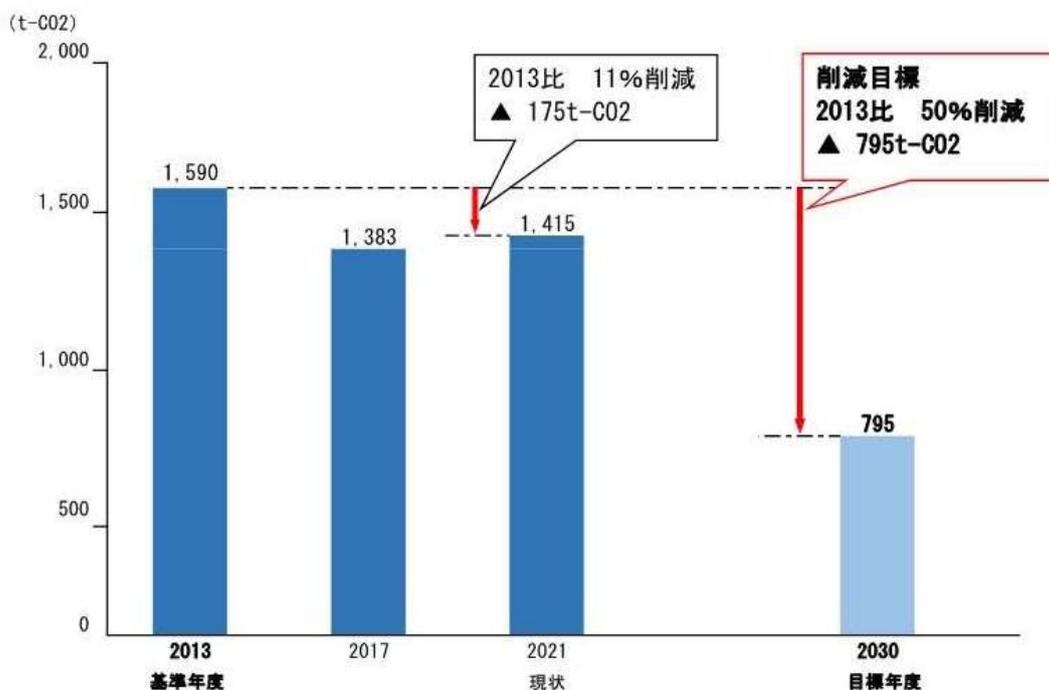
(2) 温室効果ガスの排出削減目標

実行計画期間における温室効果ガスの削減目標は、以下のとおりとします。

2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度比で

温室効果ガス（CO₂排出量）の**50%削減**

を目指します



7 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

本計画の目標達成を進めていく中で、これまでの状況から、温室効果ガス排出量を大幅に削減するためには、排出量の多くを占める「電気の使用」をこれまで以上に削減することが重要であり、重点的に進めるものとします。さらに、「燃料（灯油・LPガス等）の使用」や「自動車燃料（ガソリン・軽油）の使用」による、全ての項目の温室効果ガス排出削減においても積極的かつ効率的・効果的な取り組みの推進を図ります。

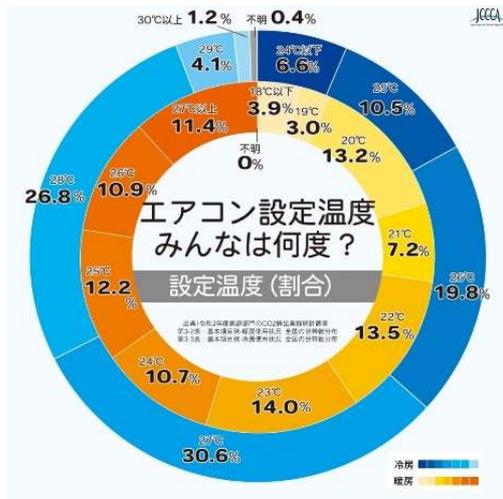
また、各施設・職員一人ひとりが主体的かつ率先的に省エネの取り組みを推進し、環境に配慮した行政運営・事務事業の実施を図るとともに長和町として地球温暖化対策に率先して取り組むことにより、住民や事業者の自主的かつ積極的な取り組みを推進し、さらなる温室効果ガスの削減、地球温暖化対策の推進を図ります。

なお、取り組みについては、住民サービスの低下や過度の業務増を招かないことなどに配慮しながら、一過性のものではなく、継続的に無理なく実施できる、持続可能な取り組みとして推進します。

(2) 目標達成に向けた職員の具体的な取り組み

①施設設備等の運用改善

- 室温を適正温度の設定、運転管理に努めます。
- 照明の点灯範囲及び使用時間（勤務時間前及び昼食休憩時の消灯等）の適正化に努めます。
- 電気消費の大きな照明器具等は、定期的な点検及び清掃を検討します。
- グリーン電力（再エネ由来電力）の導入をします。



機器	項目	省エネ効果(月)	光熱費節約(月)
エアコン	設定温度を適切に <small>外気温21℃の時、エアコンは28℃の室温設定を27℃から28℃にした場合(使用時間：4時間/日)</small>	約2.52kWh	約68円
	フィルターをきれいに <small>フィルターが汚れているエアコンは20Wとフィルターを清掃した場合の比較</small>	約2.66kWh	約72円
冷蔵庫	設定温度を適切に <small>設定温度を「保冷」から「中」にした場合(期間温度22℃)</small>	約5.14kWh	約139円
	入れる量を控えるために <small>冷蔵庫にも余裕を込めた場合と、半分にした場合との比較</small>	約3.65kWh	約98円
テレビ	明るさを控えるために <small>テレビ(L2V型)の明るさを最大(最大1中夜)にした場合</small>	約2.26kWh	約61円
電気ポット	保温時間を適切に <small>電気ポットに湯タンを沸かす、お入れ液量より1.5L、保温時間を、特設保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しない場合の比較</small>	約8.95kWh	約242円
洗濯機・洗濯乾燥機	洗濯はまとめて <small>洗濯容量(洗濯・脱水容量：6kg)の4割を入れて洗う場合と、8割を入れて洗う回数半減した場合の比較</small>	約9.49kWh	約13円
	乾燥はまとめて <small>洗濯容量(6kg)の8割を入れて2日に1回乾燥した場合と、4割ずつに分けて毎日乾燥した場合の比較</small>	約3.50kWh	約94円

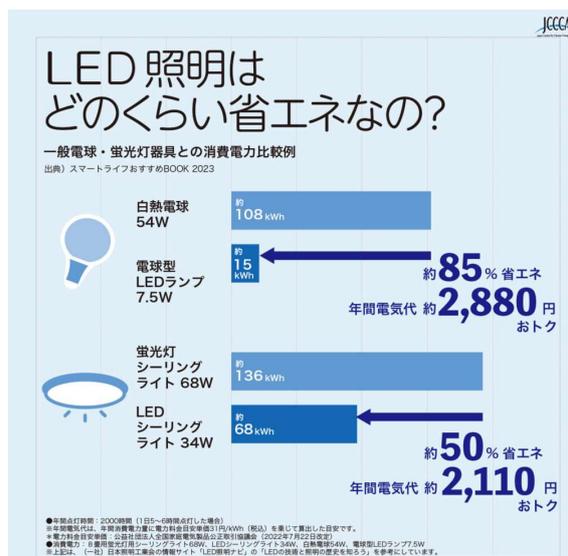
出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

②施設設備等の更新

- 中長期修繕・改修計画に基づく修繕にあわせ省エネルギー化を検討します。
- 全施設の照明のLED化を推進します。
- 設置可能な施設への太陽光発電設備や蓄電池の設置を進めます。
- 今後予定する新築及び改修の際には断熱化を図るとともに、ZEB化を検討します。

③物品購入と環境配慮の推進

- 文具類をはじめとする物品の購入時は、「グリーン購入」を心掛け、環境負荷の少ない製品を選択するよう努めます。
- 用紙の節減、バインダー・ファイル等の利用減や再利用、トナー等の再生品の利用等によるごみの減量化を進めます。
- 消耗品で詰め替え可能な製品については再利用を進めます。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

④事務用品の使用量の削減

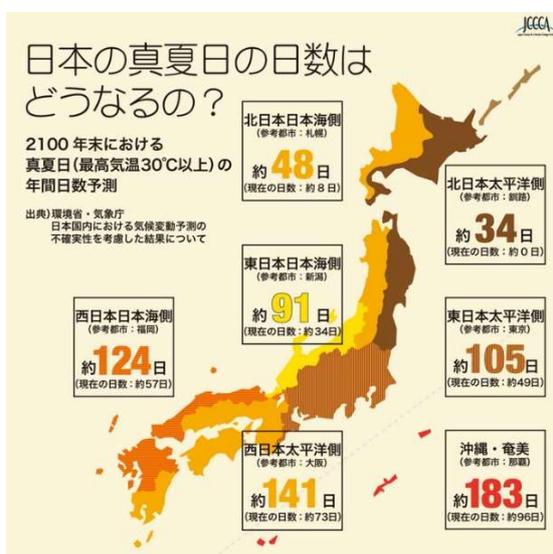
- 電子メールや庁内メールを活用し、ペーパーレス化を図ります。
- 両面コピーや集約印刷などに努め、使用する用紙を削減します。
- 資料は簡素化し、必要最小限の部数にします。
- 会議の資料、パンフレット、報告書等については可能な限りペーパーレス化を目指します。

⑤公用車の更新・管理

- 2025年度以降の公用車を購入する際は、その運用に支障をきたす場合を除き、環境配慮車両 (EV・FCV車等) を導入することとし、同時に庁舎施設敷地内に充電設備の設置も検討していきます。
- 公用車のタイヤ空気圧の適正化やエコタイヤの導入等による燃費向上に努めます。
- 公用車の利用は適切な使用、効率的な運用を心掛けます。
- 運行の際は、アイドリングを抑え、急発進・急加速等の非効率な運転を避け、エコドライブに心掛けます。

⑥その他の取組

- 夏季のブラインド等での日射の遮断、冬季の自然光の取入
- クールビズ・ウォームビズにより冷暖房の省力化
- 毎週金曜日は、ノー残業デー
- 必要以上に資料を「作らない、渡さない、求めない」
- ミスコピー紙の再利用
- 資源ごみの分別収集の徹底
- シュレッダーの使用、機密文書の溶解処理を推進
- 庁舎敷地内の緑地の確保
- 「緑のカーテン」の設置
- 環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の参加
- 希望する職員が脱炭素活動に積極的に参加できるよう、ボランティア活動等への参加がしやすい職場づくり

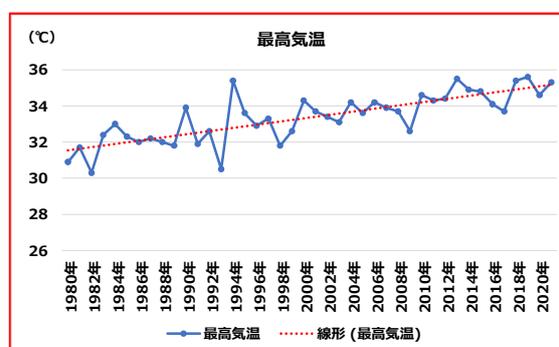
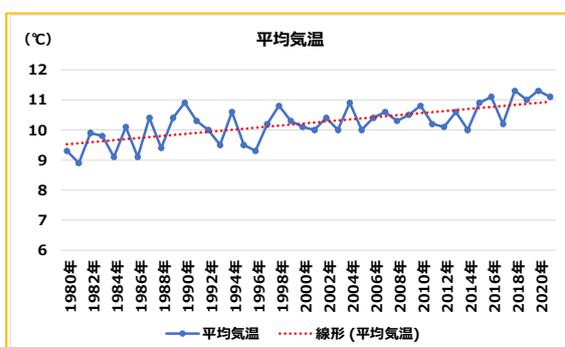


出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

(3) 早急に取り組むべき内容

措置	目標
太陽光発電の積極的な導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の 80%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。 ※2030年度の削減目標は2021年度と比較し、620t-CO ₂ を削減しなくてはならない。電気の活動量に換算すると年1,380,846kwhであり、太陽光のパネルにして、約5,600枚（1kwあたり4枚とした場合）の数量となる。 面積にして7,900~8,400m ² の屋根及び敷地面積が必要となる。※1kwのパネル1日あたり約2.7kWh発電
グリーン電力（再エネ由来）調達の推進	2030年度までに各施設に供給する電力の 57%以上 をグリーン電力（再エネ由来）としていく。 ※非化石証書、グリーン電力証書による電気については、使用したときのCO ₂ 排出量が実質ゼロとなります。
電動車【EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）、PHEV（ガソリン・電気のハイブリッド）、HV（ハイブリッド）】の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、 新規導入・更新については2025年度以降全て電動車とし、EV化を進めていく。
LED照明の導入	既存設備を含めた町全体のLED照明の導入割合を2030年度までに 100% を目指す。
4R（Reduce Reuse Recycle Refuse）の推進	Reduce（リデュース）：ごみになるものを減らす Reuse（リユース）：使い捨てせずにそのままの形状で繰り返し使用する Recycle（リサイクル）：原材料として再生して使う Refuse（リフューズ）：ごみになる物は元から断つ

年別の気温推移



参考) 国土交通省 気象庁 各種データ資料より 観測点: 立科町

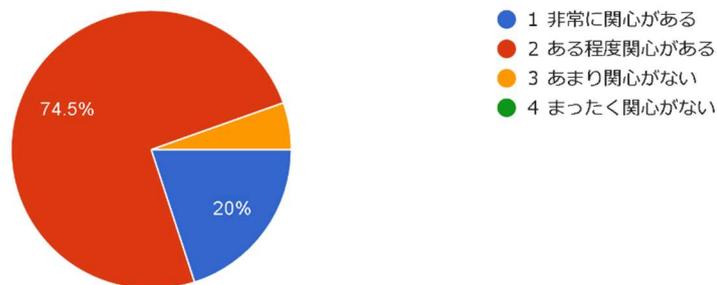
8 職員の意識・認識レベル等

(1) 職員アンケートの結果

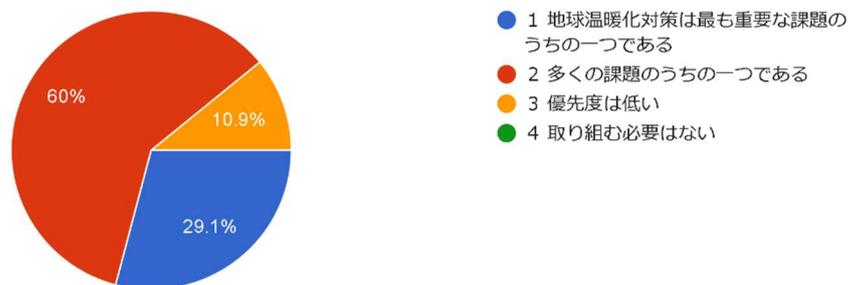
2023（令和5）年10月24日～11月7日に実施したアンケート結果については次のとおりです。回答率につきましては、101人中55人でした。

I 地球温暖化問題への「意識」について

(1) あなたは現在、地球温暖化問題に関心がありますか。



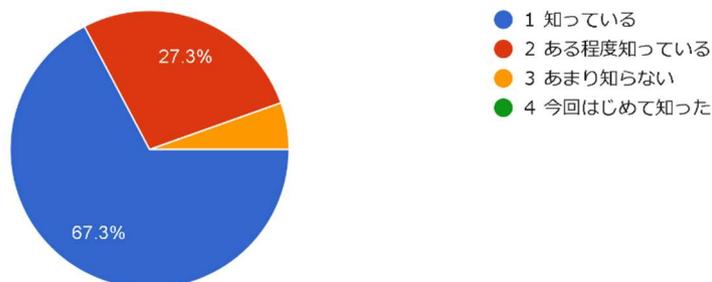
(2) 地球温暖化について、あなたの考えに近いものを1つ選んでください。



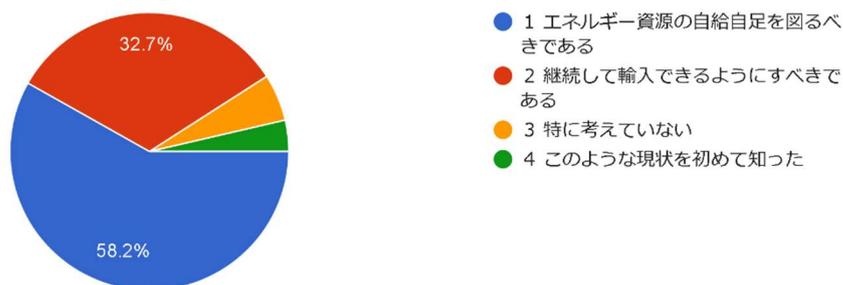
【考察】

- ・ 職員の地球温暖化に関して、大多数が関心を持っており、重要な課題・多くの課題の一つとして捉えていることがうかがえる。

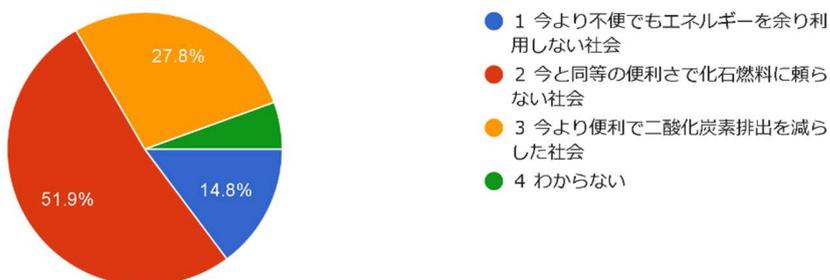
(3) あなたは、地球温暖化などの問題を防止するためには化石燃料消費（ガソリン、灯油、プロパンガスなど）を減らして、温室効果ガス（二酸化炭素等）排出量を減らすことが必要ということを御存じでしたか。



(4) 日本で消費されるすべてのエネルギー資源の約9割を海外からの輸入に頼っている現状です。あなたはどのように考えていますか。



(5) 地球温暖化を防ぐために、私たちが目指すべき化石燃料消費を減らして温室効果ガス（二酸化炭素等）をあまり排出しない社会はどのようなものですか。

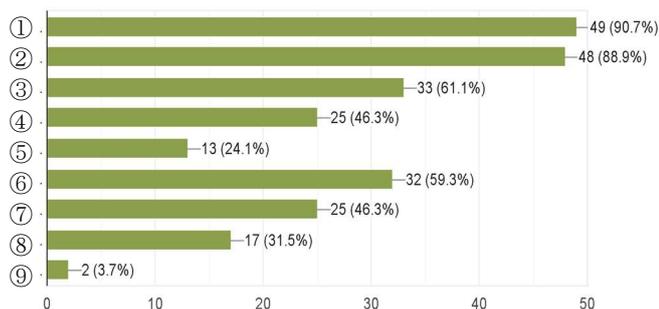


【考察】

- ・ エネルギー資源において自給自足を図り、今までどおりの便利さで化石燃料に頼らない社会の姿が理想であることが読み取れる。

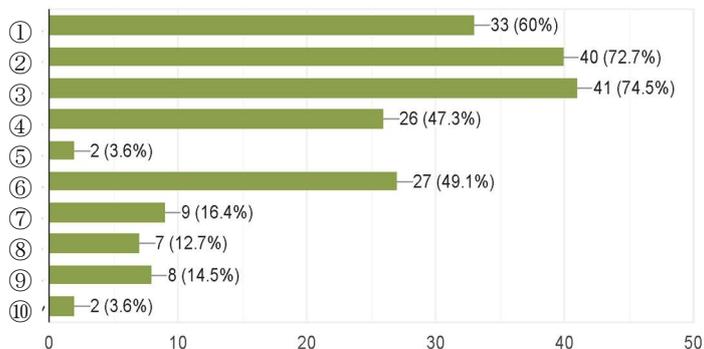
(6) 近年、日本でも地球温暖化は将来にわたって様々な影響を与えることが予測されています。地球温暖化による影響を感じていることはありますか。(複数回答可)

- ① 猛暑日や真夏日、熱帯夜が増えている
- ② ゲリラ豪雨、豪雪、雨の降らない日(渇水)が増えている
- ③ 台風が強くなり、進路が変化している
- ④ 洪水、河川の増水、高潮・高波が増えている
- ⑤ 熱中症やデング熱等の感染症が増えている
- ⑥ 農作物の生育障害や品質の低下
- ⑦ 野生生物や植物の生息範囲の変化
- ⑧ 山岳部や崖の崩壊による土砂災害が増えている
- ⑨ 気候変動の影響を感じていない



(7) あなた(ご家庭)の省エネに関する取組を教えてください。(複数回答可)

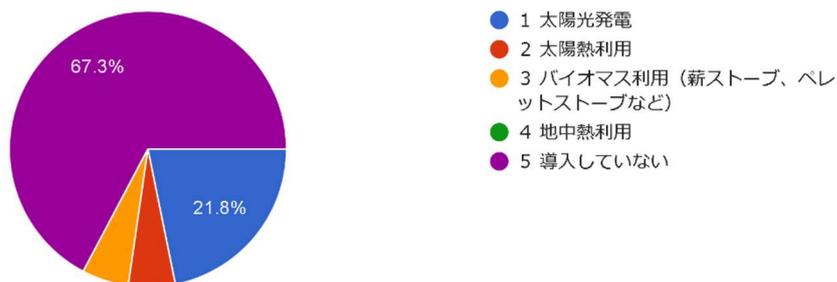
- ① クールビズやウォームビズを行っている(冷暖房の設定を適切に温度調整する)
- ② 照明や家電などの使っていない電気はこまめに消している(使わない電化製品のコンセントを抜く)
- ③ お湯や水を出しっぱなしにしないように心がけている
- ④ アイドリングストップなどエコドライブを実践している
- ⑤ 徒歩、自転車や公共交通機関を積極的に利用している
- ⑥ 家電製品(冷蔵庫やエアコン)の買い換えの際には、省エネタイプを選択して購入している
- ⑦ 太陽光パネルや蓄電池を設置した
- ⑧ 高断熱・省エネ住宅への買い換えや、断熱や水回りの省エネリフォームを行った
- ⑨ ハイブリッド自動車や電気自動車など、環境にやさしいエコカーに買い換えた
- ⑩ その他(特になし)



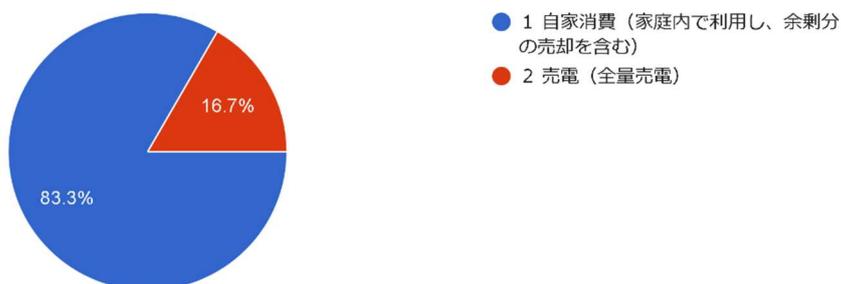
【考察】

- ・電化製品の使用などにおける省エネ、身の回りでできるエコ活動に多くの職員が取り組んでいる。

(8) 家庭での再生可能エネルギーの導入状況について教えてください。



(9) 導入しているや導入予定がある場合、エネルギーの利用方法について教えてください。



(10) 導入していないや導入予定がない場合、その理由を教えてください。



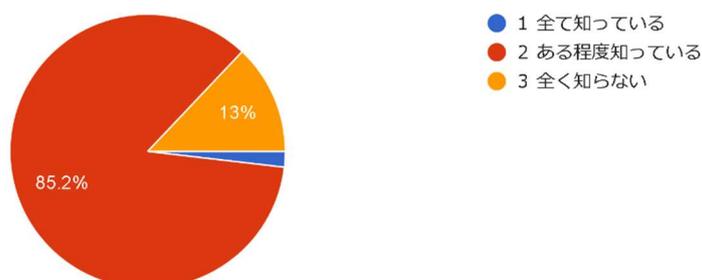
【考察】

- ・費用のかかる再生可能エネルギー設備等の導入はあまり進んでいないため、設備の普及策の検討と実施によって、導入を加速させていくことが必要である。

II 新エネルギーについて

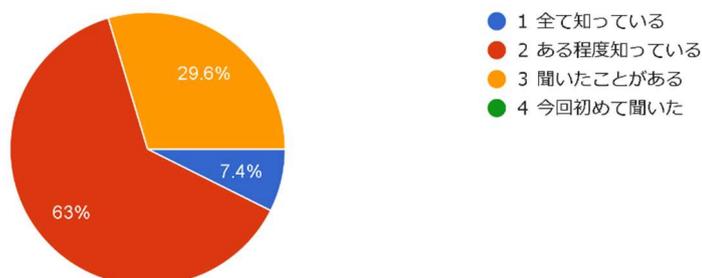
(11) 「新エネルギー」に関する項目の認知度について伺います。

- ①新エネルギー ② 再生可能エネルギー ③ クリーンエネルギー自動車 ④ コージェネレーション ⑤ 従来型エネルギーの新利用形態 ⑥ 燃料電池（エネファーム） ⑦ 燃料電池自動車（FCV）

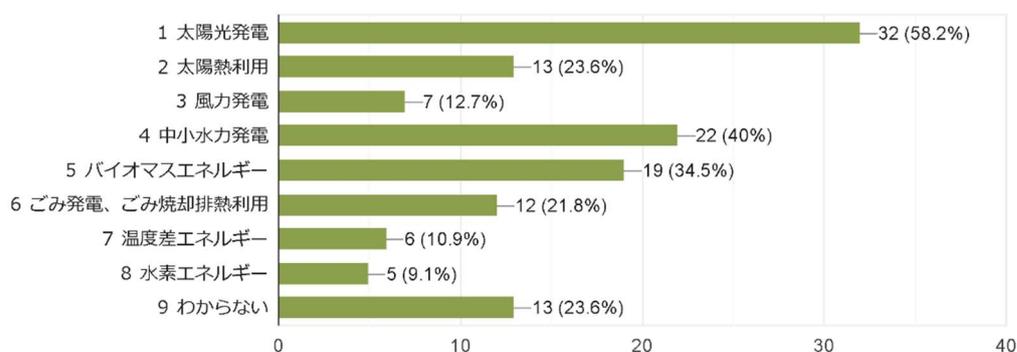


(12) 「新エネルギー」と呼ばれるものには次のようなものがありますが、それぞれ内容についてどのくらい御存じでしょうか。

- ① 太陽光発電 ② 太陽熱利用 ③ 風力発電 ④ 中小水力発電 ⑤ バイオマスエネルギー ⑥ ごみ発電・ごみ焼却排熱利用 ⑦ 温度差エネルギー ⑧ 水素エネルギー



(13) 町において導入を進めることが、特に重要と考える「新エネルギー」は何ですか。（複数回答可）

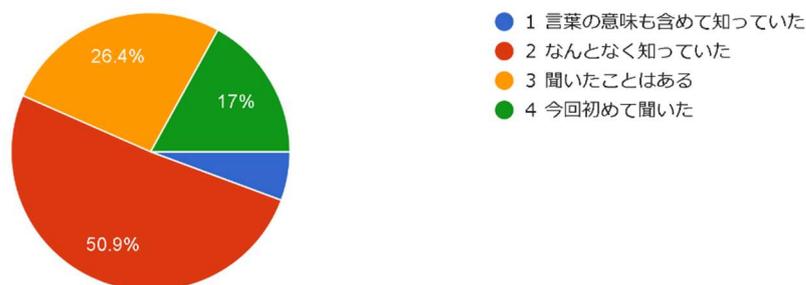


【考察】

- ・再エネについて、太陽光発電、中小水力発電、バイオマスエネルギーの導入を進めていくツールとして考えられている。今後の事務事業での温室効果ガス削減の方向性として引き続き検討していく必要がある。

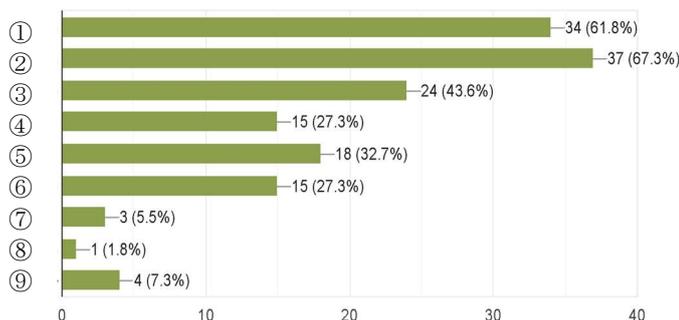
Ⅲ 「気候変動への適応」について

(14) あなたは「気候変動への適応」という言葉をご存じですか。



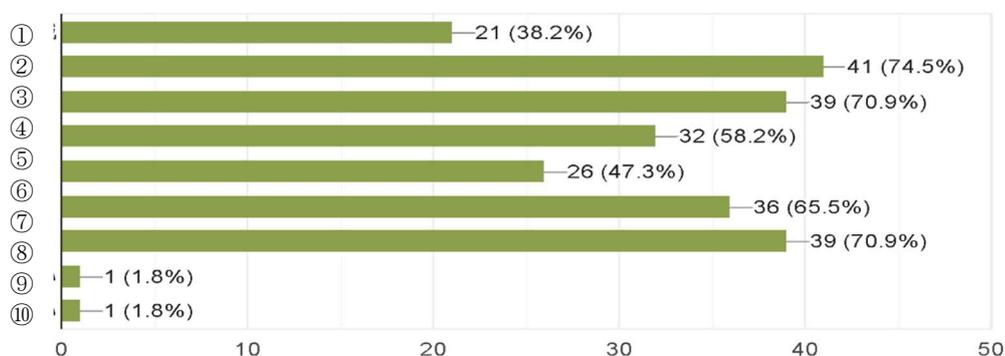
(15) あなたが「気候変動への適応」について、日頃から取り組んでいることは何ですか。（複数回答可）

- ① 熱中症への対策をとる
- ② 気象情報をこまめに確認する
- ③ 日頃から節水を心がける
- ④ 防災地図などを日頃から確認しておく
- ⑤ 防災用具を準備しておく
- ⑥ 防災訓練に参加する
- ⑦ 感染症を防ぐため薬や蚊帳などを使う
- ⑧ 気象災害用の保険に加入する
- ⑨ 特になし



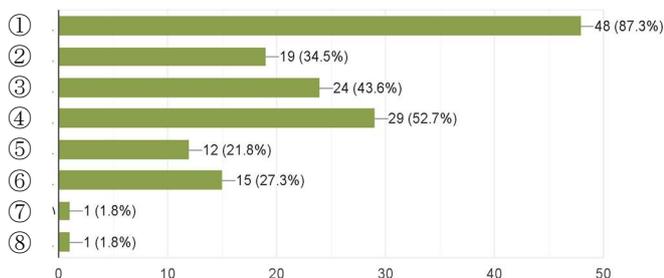
(16) あなたが地球温暖化の影響で不安に感じることは何ですか。(複数回答可)

- ① 海面の上昇による陸地の消滅
- ② 異常気象による干ばつや大洪水など災害発生(水害や渇水の危険性の増大)
- ③ 気候の変化による農業、漁業への影響(不作・不漁、病害虫の異常発生など)
- ④ 気候の変化による生態系への影響(動植物の生息域の変化、種の絶滅など)
- ⑤ 気候の変化による健康への影響(伝染病の拡大など)
- ⑥ 熱暑による冷房などエネルギー使用量増加にともなう家計負担への影響
- ⑦ 食料価格上昇による家計負担への影響
- ⑧ 不安に感じることはない
- ⑨ わからない
- ⑩ その他(特になし)



(17) 地球温暖化の影響における「気候変動への適応」について、町全体として取り組むべき事項について、あなたが特に必要だと考える分野は何ですか。(複数回答可)

- ① 自然災害分野(短時間強雨や大雨、土砂災害への対策など)
- ② 水環境分野(水不足への対策など)
- ③ 健康分野(熱中症や感染症への対策など)
- ④ 農業分野(農作物の高温耐性品種の開発など)
- ⑤ 自然分野(絶滅の危機がある動植物の保全対策など)
- ⑥ 産業・観光分野(事業活動や観光産業に対する影響の対策など)
- ⑦ 特に取り組む必要はない
- ⑧ その他



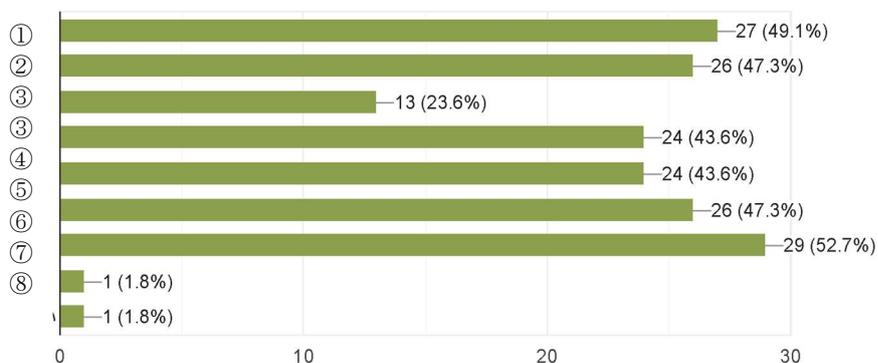
【考察】

- ・ 今後の地球温暖化の影響に関し、災害が位置付けられており、また対する危機感がある。

IV 町の環境における「将来像」について

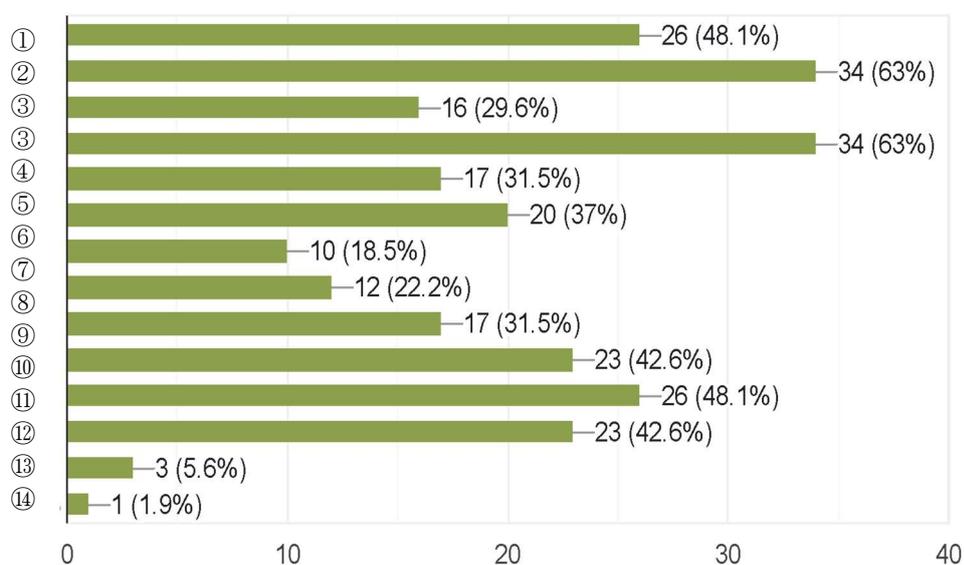
(18) 町全体として、地球温暖化対策のために中期的（2030 年頃まで）に重視すべき方向性は何だと思えますか。（複数回答可）

- ① 町民・事業者に脱炭素化（CO₂の排出量ゼロを目指す）に向けた活動が浸透しているまち
- ② 太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーが普及したまち
- ③ 「水素社会」を目指し、水素エネルギーを生かしたまち
- ④ ごみの排出を抑えて、再利用とリサイクルが普及した循環型社会が実現しているまち
- ⑤ 環境教育を促進し、子供からお年寄りまで皆で一緒に取り組めるまち
- ⑥ 豊かな町の緑を守り、森林資源（木質バイオマス）の利用が進んだまち
- ⑦ 気候変動による健康被害（熱中症など）や自然災害に対する適応策が浸透しているまち
- ⑧ その他（わからない・無回答）

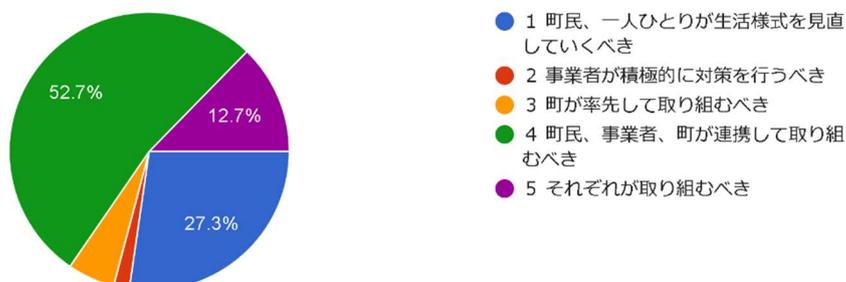


(19) 地球温暖化の影響を「緩和」するため、町全体として取り組むべき事項について、あなたが特に必要だと考える事項は何ですか。（複数回答可）

- ① 省エネ家電・省エネ住宅の普及促進
- ② 太陽光発電、風力発電、太陽熱利用など、新エネルギーの利用促進
- ③ 電気自動車やハイブリッド自動車などの環境にやさしい自動車の普及
- ④ リサイクルなど資源の有効利用の促進
- ⑤ コミュニティバスなどの公共交通機関の充実
- ⑥ 植樹や樹林の維持管理の促進
- ⑦ 地球温暖化防止に役立つ技術開発の推進
- ⑧ 環境に配慮した企業活動、産業活動の推進
- ⑨ 町民、団体などによる率先した地球温暖化防止活動の推進
- ⑩ 地球温暖化についての情報提供や広報活動の促進
- ⑪ 学校や地域などにおける環境学習の充実
- ⑫ 環境にやさしい行動が、家計にやさしくなるような仕組みづくりの推進
- ⑬ 温室効果ガスの排出に対する条例などによる規制
- ⑭ その他（わからない）



(20) 町内全域が一体となって地球温暖化防止に向けた行動を進めるために、あなたが特に重要と考えるものは何ですか。



(21) 町民生活（今と未来）と地球温暖化問題との関係について、あなたにとって「チャンス」と考えられるものは何ですか。



【考察】

・今後の地球温暖化問題に関し、職員の関心もあるため、意識レベルを向上させ、職員一人ひとりによる取り組みの実践と町の施策と効果的につなげていく必要がある

と考えられる。そのため、町民、事業者、町とが連携していくためには、まずは職員にとってわかりやすい計画づくりや、効果的な啓発を行っていくことが必要である。

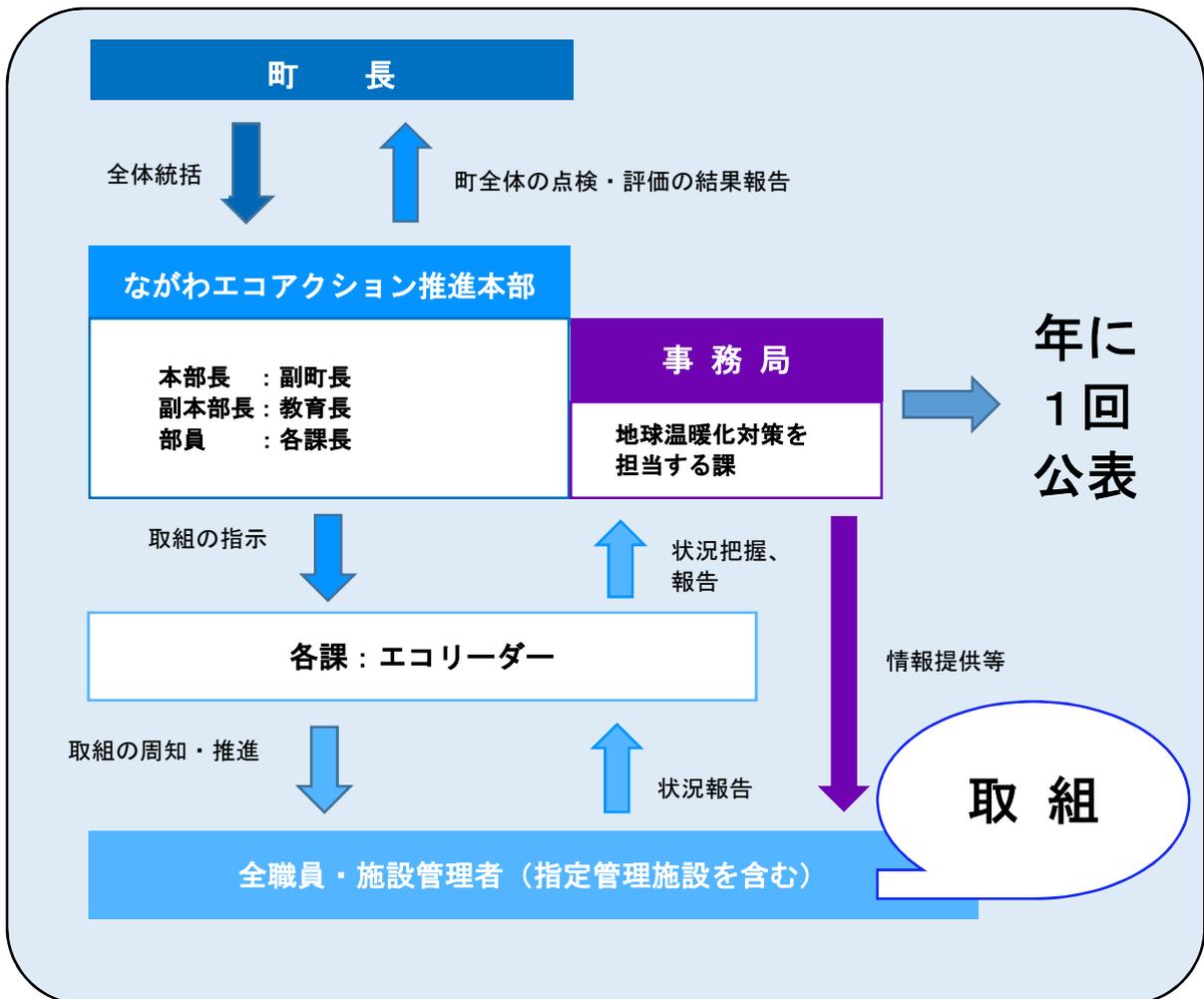
9 推進体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進していくため、ながわエコアクション推進本部（以下「本部」とする。）を設けます。町長は全体統括者として本部からの点検・結果報告を受けます。本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は副町長が就任、副本部長は教育長、部員は各課長とします。事務局には地球温暖化対策を担当する課長を長として、事務局員は課の職員とする。本部では計画の改定、見直しを行うとともに、計画の推進及び進行管理を行います。

また、計画の推進においては、各課に1名程度のエコリーダー（推進責任者）を配置します。エコリーダーは本部からの指示に従い、各課、各施設での具体的取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的の実施状況を把握します。

全職員は、実行計画の内容を十分に理解し、省エネ行動に取り組みます。



(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取り組みに対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

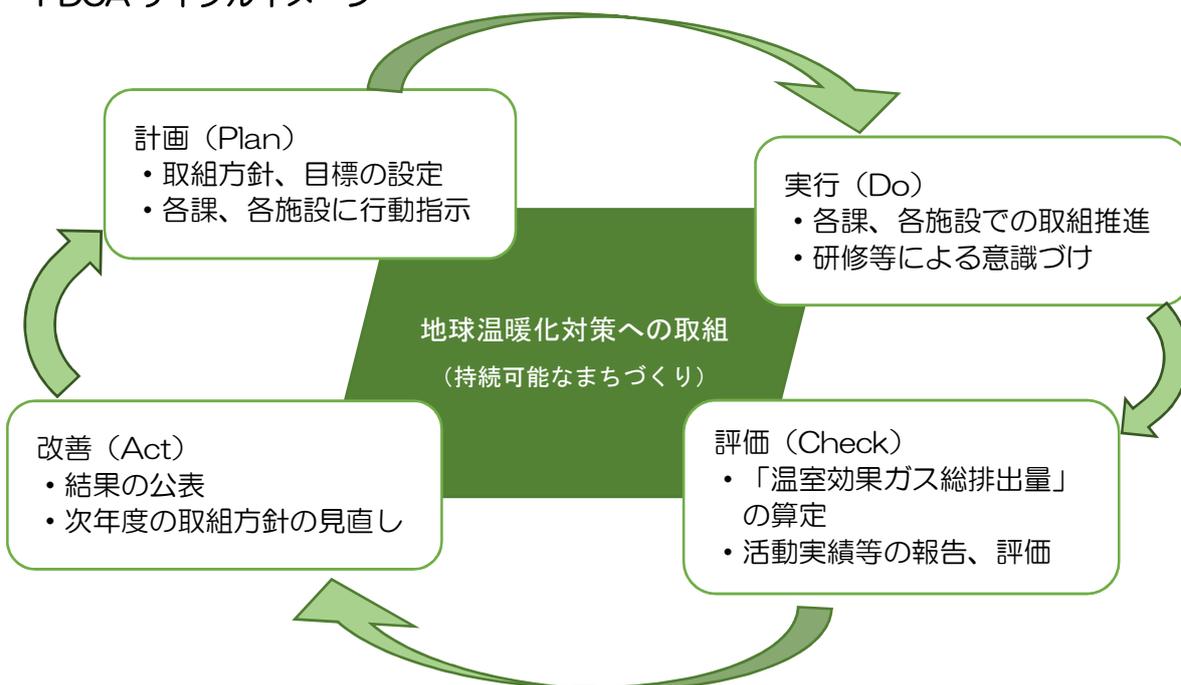
① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、エコリーダーが事務局に対して報告を行います。事務局はその結果を整理して本部に報告します。本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の方針の方針を決定します。

② 持続的な管理のための見直し及び公表のための取組

本部は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期に改定要否の検討を行い、必要がある場合には改定を行います。

PDCA サイクルイメージ



(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、本部で確認後、ホームページ等で毎年公表します。

長和町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

策定：令和6年4月

〒386-0603

長野県小県郡長和町古町 4247-1

長和町役場 町民福祉課

電話 0268-68-3111（代表）

FAX 0268-68-4011

<https://town.nagawa.nagano.jp/>



長和町イメージキャラクター「なっちゃん」